○上市町林地台帳運用事務取扱要領

平成31年３月29日告示第19号

第１章　総則

（趣旨）

**第１条**　この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第191条の４に基づき町が作成した上市町林地台帳（以下「林地台帳」という。）及び森林の土地の地図（以下「地図」という。）について、法第191条の５の規定による林地台帳及び地図の公表、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第10条の規定による林地台帳の提供、法第191条の６の規定による林地台帳及び地図の正確な記載を確保するための措置を行う際の取扱いについて、森林法施行規則（平成26年農林省令第54号。以下「規則」という。）、林地台帳制度の運用について（平成29年３月29日28林整計第395号）及び林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年３月29日28林整計第400号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２章　林地台帳及び地図の公表

（公表する内容）

**第２条**　法第191条の５第１項に規定する林地台帳に記載された事項のうち、公表するものは、森林の土地の所有者（登記簿上の所有者、現に所有している者又は所有者とみなされる者をいう。）の氏名又は名称及び住所以外の事項とする。

（公表の方法）

**第３条**　法第191条の５第１項及び第２項の規定による林地台帳及び地図の公表は、帳票の閲覧により行う。

（閲覧の申請）

**第４条**　林地台帳又は地図を閲覧しようとする者は、上市町林地台帳及び地図閲覧申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）をもって町長に申請しなければならない。

２　前項の規定により申請した者（以下「申請者」という。）が法人の場合であって、当該法人の代理人に林地台帳又は地図を閲覧させようとするときは、申請書に委任状、代理人選任届その他の当該法人の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。

３　第１項の規定による申請は、申請書を直接提出する方法による。

（申請者の確認）

**第５条**　申請者は、前条第１項の規定による申請の際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提示するものとする。

（１）　申請者が個人である場合　次項各号に規定する申請者本人であることが確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）のいずれか１つ（申請者の顔写真のない本人確認書類である場合は、当該本人確認書類のいずれか２つ）

（２）　申請者が法人である場合　当該法人の名称、所在地等が確認できる書類及び従業員証その他の来庁者及び法人の関係を証する書類

２　前項の本人確認書類は、次に掲げる書類とする。

（１）　運転免許証

（２）　個人番号カード

（３）　旅券

（４）　国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書

（５）　国民健康保険の被保険者証、共済組合員証等

（申請の受理）

**第６条**　町長は、第４条第１項の規定による申請があった場合は、次に掲げる事項を確認した上で、当該申請を受理するものとする。

（１）　申請書の記載事項に記入漏れがないこと。

（２）　本人確認書類が原本であること。

（３）　代理人による閲覧の場合は、委任状、代理人選任届その他の当該法人の意思が確認できる書類が原本であること。

（４）　申請書及び本人確認書類の氏名及び住所が一致していること。

２　町長は、前項の規定による確認をする場合において、同項各号に規定する事項の確認ができないときは、その旨を説明した上で、当該申請書の補正を求めるものとする。

（閲覧の決定）

**第７条**　町長は、前条第１項の規定により申請を受理した場合は、申請書の留意事項につき了承していることを確認した上で、林地台帳又は地図の閲覧を決定するものとする。この場合において、当該留意事項につき了承していることの確認ができないときは、当該留意事項の説明をした上で、閲覧を決定するものとする。

２　前項の場合において、申請書に記載された台帳記載事項の利用目的が開発又は不動産開発であるときは、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度及び林地開発許可制度の説明を行うものとする。

（閲覧）

**第８条**　町長は、前条第１項の規定により閲覧を決定した場合は、即時に林地台帳又は地図を当該

申請者又はその代理人の閲覧に供するものとする。この場合において、町長は、必要に応じ、当該閲覧の補助を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、町長は、林地台帳又は地図の閲覧の準備に時間を要する場合は、申請者に説明の上、後日に閲覧に供することができる。

## 第３章　林地台帳及び地図の提供

（提供する内容）

**第９条**　林地台帳に記載された事項及び地図のうち、令第10条の規定により提供するものは、当該事項及び地図の全てとする。

（提供）

**第10条**　町長は、令第10条各号に掲げる者に対し、同条の規定により林地台帳に記載された事項及び地図を提供することができる。

（提供の方法）

**第11条**　令第10条の規定による林地台帳及び地図の提供は、書面又は電磁的記録媒体により行う。

２　電磁的記録媒体により林地台帳及び地図の提供する場合におけるファイル形式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１）　林地台帳に記載された事項　ＣＳＶファイル形式

（２）　地図　シェイプファイル形式又はＪＰＥＧ、ビットマップ等の画像ファイル形式

３　令第10条の規定による林地台帳及び地図の提供を電磁的記録媒体で受けようとする者は、当該電磁的記録媒体を提供するものとする。

（提供の申出）

**第12条**　林地台帳の提供を受けようとする者又はその代理人は、上市町林地台帳提供依頼申出書（様式第２号。以下「申出書」という。）に上市町林地台帳の提供に係る留意事項の了承について（様式第３号）を添えて、町長に申し出なければならない。この場合において、林地台帳の情報と併せて地図の提供を受けようとするときは、申出書の備考欄にその旨を記載するものとする。

２　前項の規定により申し出る者（以下「申出者」という。）は、令第10条第１号から第３号までに掲げる者のいずれかに該当する場合は、同項の規定による申出の際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（１）　申出者が令第10条第１号に規定する者である場合　提供を受けようとする森林の土地又は森林を所有することを証する書類又は当該森林の経営の委託を受けていることを証する書類

（２）　申出者が令第10条第２号に規定する者である場合　提供を受けようとする森林の隣接地又

は隣接する森林を所有することを証する書類又はその経営の委託を受けていることを証する書類

（３） 申出者が令第10条第３号に規定する者である場合　県内で森林経営計画の認定を受けていることを証する書類

３　申出者が代理人である場合は、第１項の規定による申出の際に、委任状、代理人選任届その他の当該委任した者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。

４　第１項の規定による申出は、申出書を直接又は郵送により提出する方法による。

（申出者の確認）

**第13条**　第５条の規定は、前条第１項の規定による申出の際に行う本人確認の手続について準用する。

２　前項の規定にかかわらず、前条第１項の規定による申出を郵送で行う申出者は、第５条第２項各号に掲げる本人確認書類のいずれか２つの写しを申出書に添付して本人確認の手続を行うものとする。

（申出の受理）

**第14条**　町長は、第12条第１項の規定による申出があった場合は、次に掲げる事項について確認した上で、当該申出を受理するものとする。

（１） 申出書の記載事項に記入漏れがないこと。

（２） 本人確認書類が原本であること（郵送による申出の場合を除く。）。

（３） 第12条第２項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類が添付されていること。

（４） 代理人による申出の場合は、委任状、代理人選任届その他の当該委任した者の意思が確認できる書類が原本であること。

（５） 申出書及び本人確認書類の氏名及び住所が一致していること。

２　町長は、前項の規定による確認をする場合において、同項各号に規定する事項の確認ができないときは、その旨を説明した上で、当該申出書の補正を求めるものとする。

（提供の決定）

**第15条**　町長は、前条第１項の規定により申出を受理した場合は、上市町林地台帳の提供に係る留意事項について（様式第３号）の留意事項につき了承していることを確認した上で、林地台帳又は地図の提供を決定するものとする。

（提供の実施）

**第16条**　町長は、前条の規定により提供を決定した場合は、即時に林地台帳に記載された事項又は

地図を当該申出者又はその代理人に提供するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、町長は、林地台帳又は地図の提供に時間を要する場合は、申出者に説明の上、後日に提供することができる。

### 第４章　所有者による林地台帳又は地図の修正の申出

（修正の申出）

**第17条**　森林の土地の所有者は、法第191条の６第１項の規定により、その所有する森林の土地に係る林地台帳又は地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、上市町長に対し、その修正を申し出ることができる。

（修正の申出の方法）

**第18条**　前条の規定による修正の申出は、上市町林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書（様式第４号。以下「修正申出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、直接又は郵送により提出する方法による。

（１）　修正の申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類

（２）　修正事項を証明する書類

２　代理人が前条の規定による修正の申出を行う場合は、同条の規定による申出の際に、委任状、代理人選任届その他の当該委任した者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。

（修正申出者の確認）

**第19条**　第５条の規定は、第17条の規定による申出の際に行う本人確認の手続について準用する。

２　前項の規定にかかわらず、第17条の規定による申出を郵送で行う申出者は、第５条第２項各号に掲げる本人確認書類のいずれか２つの写しを修正申出書に添付して本人確認の手続を行うものとする。

（修正申出書の受理）

**第20条**　町長は、第17条の規定による申出があった場合は、次に掲げる事項について確認した上で、当該申出を受理するものとする。

（１）　修正申出書の記載事項に記入漏れがないこと。

（２）　本人確認書類が原本であること（郵送による申出の場合を除く。）。

（３）　第18条第１項各号に掲げる書類が添付されていること。

（４）　代理人による申出の場合は、委任状、代理人選任届その他の当該委任した者の意思が確認できる書類が原本であること。

（５）　修正申出書及び本人確認書類の氏名及び住所が一致していること。

２　町長は、前項の規定による確認をする場合において、同項各号に規定する事項の確認ができないときは、その旨を説明した上で、当該修正申出書の補正を求めるものとする。

（修正要否の結果通知）

**第21条**　町長は、前条第１項の規定により申出を受理した場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該修正の要否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により修正の要否を決定した場合は、上市町林地台帳の修正申出検討結果通知書（様式第５号）により当該修正を申し出た者（次項において「修正申出者」という。）にその結果を通知する。

３　第１項の場合において、同項の規定による修正の要否の決定又は前項の規定による通知に時間を要するときは、町長は、修正申出者にその旨を説明した上で、後日に郵送により通知することができる。

**附　則**

この告示は、平成31年４月１日から施行する。